

第 19 回神戸ものづくり中小企業展示商談会
出展企業支援等業務 委託事業者公募要領

1 案件名称

第 19 回神戸ものづくり中小企業展示商談会 出展企業支援等業務

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

神戸市では、市内中小製造業の持つ優れたものづくりの技術を県内外にアピールし、販路開拓や企業間連携等新たなビジネスチャンスの創出に繋げることを目指し「神戸ものづくり中小企業展示商談会」を開催している。

2027 年 6 月に第 19 回目の開催をするにあたり、出展企業がよりよい商談成果をあげられるよう、出展企業のニーズ把握やマッチング対象企業への来場勧誘等の支援を行う。

【第 19 回神戸ものづくり中小企業展示商談会 開催概要】

開催日時 : 2026 年 6 月 18 日 (金) 10:00~17:00

会 場 : 神戸サンボーホール 2 階大展示場 (神戸市中央区浜辺通 5-1-32)

出展企業数 : 80 社程度

出展分野 : 神戸市内を中心とした中小製造業

(業種 : 鋳造・鍛造、プレス、メッキ、樹脂成形・加工、ゴム成形・加工、金型、板金、溶接・溶断、製缶、旋盤、フライス、電機、制御、設計、その他機械加工・組立等)

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり。

(3) 契約上限額

8,000,000 円 (消費税含む)

(4) 契約期間

契約締結日から 2027 年 8 月 27 日 (金) まで。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

委託契約の締結については、神戸市所定の「委託契約約款」に基づくものとする。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

原則、業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(3) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

(1) 神戸市内に本社を置く企業又は団体であること。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

(3) 会社更生法 (令和 14 年法律第 154 号) 又は民事再生法 (令和 11 年法律第 225 号) に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。

(4) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。

5 スケジュール

・公募開始	2026 年10月 7 日（水曜）
・参加申請及び質問期限	2026 年10月 23 日（金曜）
・質問への回答	2026 年 11 月 4 日（水曜）
・企画提案書の提出期限	2026 年11月 20 日（金曜）
・選考審査会	2026 年 12 月 2 日（水曜）（予定）
・選定結果通知	2026 年12月 9 日（水曜）（予定）
・契約締結・事業開始	2026 年12月 16 日（水曜）（予定）
・展示商談会開催日	2027 年 6 月 18 日（金曜）
・事業完了（事業実施報告書提出期限）	2027 年 8 月 27 日（金曜）

6 参加申請等に関する事項

（1）提出書類

- ①参加申請書（様式 1） 1 部
- ②申請者概要書（様式 2） 1 部
- ③質問書（様式 3）

（2）提出期限

2026 年 10 月 23 日（金曜）午後 5 時まで（必着）

（3）提出方法

E-mail により神戸市経済観光局ものづくり産業課宛に提出

E-mail : kogyoka@city.kobe.lg.jp

※本業務に係る質問等に関しては、参加申請書を提出したすべての事業者に対して、2026 年 11 月 4 日（水曜）までに E-mail にて回答を予定している。

7 企画提案手続きに関する事項

（1）提出書類

①業務実施計画書

様式は任意（サイズ A4）とし、以下の項目について分かりやすく簡潔に記載すること。

ア)仕様書に示す業務の具体的な実施計画

イ)業務を実施するための人員体制、役割分担及び各人員の業務実績・経歴・専門分野等

ウ)過去に従事した類似業務の受託実績（報告書等があれば添付すること）

②見積書及び明細書

様式は任意（サイズ A4）とし、以下の項目を記載すること。

ア)見積年月日

イ)事業者の名称、所在地、代表者の役職・氏名及び連絡先

ウ)代表者印

エ)見積金額

オ)積算根拠

③上記①②のデータ一式

（2）受付期間

2026 年 11 月 20 日（金曜）午後 5 時まで

※持参による場合は、神戸市の休日を定める条例（令和 3 年 3 月条例第 28 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く、午前 9 時～正午・午後 1 時～午後 5 時。

（3）提出場所

神戸市 経済観光局 ものづくり産業課

8 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

ア 内容点【90 点】

- ・業務の実施体制に対する評価（30 点）
- ・業務の実施計画・実施手順に対する評価（40 点）
- ・類似業務実績に対する評価（20 点）

イ 価格点【10 点】

- ・入札金額が低いことを評価する。

(2) 選定方法

ア 提案の審査については選定委員会が行い、その意見を受けて受託事業者を選定する。

イ 選定委員は、選定基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は「業務の実施計画・実施手順に対する評価」の点数が高い事業者を受託候補者として決定する。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 提出書類に虚偽の記載を行った場合

イ 応募資格を満たしていないことが判明した場合

ウ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

9 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。

オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ この業務により作成した成果物の著作権、特許権、使用権などの諸権利は神戸市に帰属する。

キ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

ク 再委託先を必要とする場合には可能な限り地元企業に発注するよう配慮すること。

ケ 本展示会の開催は、神戸市令和 8 年度一般会計予算の成立を前提とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

神戸市経済観光局ものづくり産業課 担当： 渡邊、岡田

住所：〒650-0087 神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 12 号三宮ビル東館 4 階

電話：078-984-0340 Email：kogyoka@city.kobe.lg.jp